

## 電磁的方法による書面交付に関する同意条項

### 第1条(書面交付の方法)

三井住友カード会員（以下、会員）は、当社が貸金業法に基づき交付する法定書面(同法 17 条 2 項(その後法令変更により所定条項が変更された場合には変更後の条項。以下同じ)参照)及び、割賦販売法に基づき交付する法定書面(同法 30 条第 1 項、第 2 項(その後法令変更により所定条項が変更された場合には変更後の条項。以下同じ)参照)について、当社の選択により、紙媒体または電磁的方法のいずれか、もしくはその両方により交付できるものとするに同意します。

### 第2条(電磁的方法による書面交付の対象となる書面)

電磁的方法による書面交付の対象となる書面は、貸金業法 17 条 2 項に基づく法定書面及び割賦販売法第 30 条第 1 項、第 2 項に基づく法定書面とします。

### 第3条(電磁的方法による書面交付の方法及び内容)

1. 電磁的方法による書面交付の方法は、第 2 条で定める法定書面に記載すべき項目を Web 画面上に表示して会員の閲覧に供する方法とします。
2. 会員 は、前項の Web 画面上に表示される該当のファイル（テキストファイル等）をダウンロードし、会員のスマートフォン及びその他の端末に保存するものとします。

### 第4条(電磁的方法による書面交付の方法の変更)

当社は、電磁的方法による書面交付を承諾した会員の利用に際し支障をきたすおそれが著しく低いと判断した場合、あらかじめ当社ウェブサイト上に掲載又は電子メール等で通知して変更内容を明らかにすることにより会員の同意を得ることなく、「電磁的方法による書面交付の方法」を変更することができるものとします。

第5条(通信費用等)会員と通信サービス業者等との間の契約に基づく通信費用等については、会員の負担となります。

(2020 年 3 月制定)